



をいただきたい。  
○國務大臣(池田)

○國務大臣(池田勇人君)　この鶴光事業を含むか、含ませるかいなやといふ問題につきましては、いろいろ議論がございました。私も初めは、先ほど申し上げましたような趣旨で、少いお金をして各方面にということはいかがなものかというので、次官会議等に出ますときの大蔵省の立場といたしましては、そういう気持でおったのでございまして。しかし、最後に閣議になりまして、関係方面から、先ほど申し上げましたような理由によりまして、この際排除する必要はないぢやないか、やはり入れて、それがその北海道東北の開発に必要であり、しかもまた非常に外貨獲得に効があると考えられたときには、これはむげに排除する必要はない、やはり入れておいてもらいたいといふふうな考え方があつたございました。それで一応そういうふうな格好でなら業務に入れようということになりましたのであります。

○大矢正君　先ほど来申し上げておりますように開発に要する資金が少ないので、公庫としても、十分な開発に対する協力をする意味で、有効適切な金の使用、貸付をはかるということが、当委員会において答弁をされておるのであります。ところで、二十五日に、その法案が通ったのは午後であります。午後の、しかも最終段階にきて、法案が通るかどうかという最終段階にきて、鶴光事業に対する資金の貸付けは当面すべきではないという大臣の答弁があつたにもかかわらず、その翌日、直ちに大蔵大臣が、貸付対象の中には入るのだという新聞記者発表を行ふということは、あまりにも当委員会

における私どもの質問を冒瀆をしてい  
るのではないかという気がしてならない  
し、悪くいえば、作為的に、その法  
律を通すために、知らぬふりをして、  
そうではありませんと答えておいて、  
直ちに次の日には引っくり返すという  
見え透いた、そういう何といいます  
か、謀略的な意図があつたのではない  
か、というようにも、私、実は感ずる  
のであります。しかも、それは單に事  
務当局の職員がそういう答弁をしたの  
じやなくて、副総理ともいわれるべき  
石井国務大臣がそういう答弁をしてい  
るにかかわらず、直ちに翌日、それを  
否定するような内容が発表されるとい  
うのは、どうも私は解せない。かりに  
当委員会において発言された以降にお  
いて閣議を持たれたとすれば、これは  
また別問題かもわかりませんけれど  
も、おそらく私は、開発公庫法が当委  
員会において通つて、しかもその翌  
日、わずか時間にしてもほんの、何と  
いいますか、何時間という時間の中  
で、閣議が一べんにそういう決定をし  
て、それを大蔵大臣の名において新聞  
記者に発表するなどということは考え  
られない。そうすると、前々からそう  
いうことが、すでに閣議の決定か、暗  
黙の了解事項があつたにもかかわらず、  
当日の委員会においては、石井国  
務大臣はそういうものを否定するよう  
な言葉を言つている結果になつてくる  
わけでありまして、こういう点で私は  
まことに遺憾とするのであります  
もしも大蔵大臣の今言われたことが事  
実であり、完全に閣議の決定をされて  
おつたとすれば、あるいは閣議の決定

が通過する以前だと思うので、そういう点では、大蔵大臣の責任を追及するわけではありませんが、石井国務大臣に対する、わざかな問題ではありますけれども、国會議員の私どもの審議権を無視するような、私どもの質問を謀略的に回避するようなそういう態度については、私はせひととこれは責任を追及しなければいかぬ、かようにも考えるのであります。大蔵大臣はいかようにお考えになりますか。

か、たかぶらかすようなそういう答弁では、ほんとうに不都合きわまりないと私は思いますし、いずれこの問題はもつと具体的に細部の問題について調べて、かかるべき機会に石井国務大臣の責任を追及いたしたいと思うのですが、どうか一つ大蔵大臣も、そりますが、どうか一つ大蔵大臣も、そういうように委員会において、特に当委員会においてのお答えをありますから、そういうことはもう十分お聞き願つて、そういうような疑義のないよろしく態度を表明していただきたいと思うのであります。かりに大臣の表明と、いうものが一週間あるいは十日以降に行われたものであれば、あえてここで問題にする気はありませんけれども、わずか一日の違いで次の日にそういうような態度の変化ということは、まさにこれは残念なことであります。遺憾なことがあります。

以上強く私は要請いたして質問を終ります。

公庫についての観光事業と御了承願いが今までお咎めしたのに監査委員会が今度は、観光事業を含む含まないはまだ懸案になつております。ベンディングでござるといつてお答えのところ、それから北海道東北開発公庫の問題につきましては、観光事業を含む含まないはまだ懸念になつておられます。それから廿二年六月に公庫といふふうに名前が出ておりまして、むか含まないかといふことが閣議で非公庫の問題でありますことを御了承願いたいと思います。北海道はまだ懸念常に問題になりますて、議論の結果今度もということになつたのは、公営企業金融公庫の問題でありますことを御了承願いたいと思います。北海道はまだ懸念今問題になつておられるようでござります。

しては愛知用水公團をどういう工合に始末されようとしているのか、その原則的なことを一つ伺いたいと思います。御承知のように、愛知用水公團は、もうすでに、ことしの春から工事に着手していなければならぬ計画で、あたはすりますが、それが全然着手のめどがつかない。そこでおる愛知用水公團の職員の中からも、政府の計画のすさんさ、あるいは、ある意味においては事業計画の推進における、まあ怠慢さと申しますか、そういうものについて相当激しい意見が出ておることも御承知だらうと思います。特に地元の農民諸君は一体どうなるのか、大へん不安がつておる者もあります。一番最初に愛知用水公團なるものが計画をせられ、そして愛知用水の工事を進める計画をされたときとは、資金手当の問題においてもだいぶ情勢が變つておるよう思います。従つてその情勢の變つておることが現実あるといいたしますならば、それに対する政府としての対策がなければ、これはいたずらに時日を遅延し、しかも相当鳴りも入りで宣伝したこの用水が、ちつとも鳴りものが鳴らぬことになつてしまふ。そして世を惑わすだけだと、こういうことになると思ひます。従つて、直接の担当は建設省であることは知つておりますけれども、何と申しますても膨大な資金を要するわけありますから、大蔵省のやはり腹がはつきりきまらない限りは、これは推進のしようがないと思ひます。そういう意味で、総括的に愛知用水公團というもの是一体大蔵省としてどういう工合に料理せられようとしておるか、これを伺いたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 結論から申しますると、あの既定計画を遂行していきたい、こういう考え方でございます。今までなぜお話をような結果になつておるかと申しますると、この資金源というものを、世界銀行の融資と余剰農産物のそれと、そして國の方では資金運用部の金と、こういうふうに三段がまえていておつたが、しかるところ、御承知の通り、世界銀行の方の融資がはつきりきまりません。これは両方にそのネックがあつたと思うのですが、最近、世界銀行の融資がはつきりしないということと、まあ余剰農産物を打ち切ることによるのは、これは國家資金で肩がわりするのであります。が、最近、世界銀行からも担当官がかかりまして、十分調査して今度帰られる。ただいまの見込みでは、私は近日中と申しますが、この国会が済みますから、私はしばらくこういう問題に関する。ただし、私の考えがきまつたら直ちに愛知用水関係の責任者をワシントンに行かせまして、細目の契約をさしだす。こういう考え方であります。二ヶ月のうちに何とかなるのじやないかと思います。この方の融資がきまつかり事業計画を組み直したというか、資金計画というものの原案を立て直して、大臣の手元へ提出をして、そしで、すでに協議に入っているというふうにきめて行きますと、金利用部で肩がわりして行きますと、金利関係で計画より違うのが出て参りますから、この金利関係の負担をどういうふうにきめなくてはなりません。だから、この金利関係の負担をどういふうにきめなくてはなりません。そのため、その点は今後両者を見比べながら考えて行きたいと思ひます。いかにも農民の方々に負担が多くかかるて来るといふこともこれは考えものです。また国の利子関係の点もござりますので、その点は今後両者を見比べながらいたしましても、最近の状態では、世

し資金計画にのつとつて正式に交渉をしたということ、これは間違いないと思ひますがね。そういう意味で、この委員会で一つその担当局長をお呼びいただきて、もう少し私は掘り下げて質問を同時にいたしたいと思ひますから、それを委員長の方へお願ひいたします。

○江田三郎君 ちよつと関連して。大臣は事業計画を知らぬというふうな——これはちよつとおかしいので、本年度予算で要知用水の方へ回すべき金というものは相当大きなものであります。あの金が一般の土地改良資金等に与える影響もあるし、それから財政投融資の問題もあるし、相当大きなウェイトを持つてゐるわけなので、大臣が全然それを見たこともないというのはどうですかね。

○国務大臣(池田勇人君) 財政投融資その他の関係は、先ほど申し上げましたように、余剰農産物がああいうふうになりまして、その点のかわりは資金運用部で出そう、それで、金利の問題もある、こういう縦体のことは知つておりますが、今、栗山さんのお話は、いつ事業を始めるか、どういうような計画でどうなつてゐるかということをございましたので、個々の今の事業計画その他は、私はまだ検討いたしていませんが、ただ財政的にお金をどういふうにあんぱいするかということにつきましては、私は先ほど申し上げましたように余剰農産物と資金運用部の関係、それから世界銀行の関係、これは私は存じております。

○江田三郎君 今度世銀総裁が見えまして、大臣と会談をやつておられましたのが、その会談の中で、この長い懸案に

お触れにならなかつたのですか。

○國務大臣(池田勇人君) 触れました。従いまして向うも、人がかわり、して再検討して、大体變知用水のこともわかつた、そして資料も持つて帰ましたから、こっちの方で資金計画の他事業計画がきまつたならば、早くして理事会を開いて調印しようと、ところまで行つたのは、先ほど申し述べた通りでございます。その点は、回グラック總裁が来られた一つの収穫だとわれわれは思つております。

○田中三郎君 まあ、それでいいですが、あまり何も知らないというようことを言われるから、ちょっととけげな感じがしたのです。

○栗山良夫君 これはまあ、あとで長が来てもらつたときにもう少しお下げて伺いたいと思いますが、とにかくおそらく繕工事費は三百五十億くらいになるだろうと思うのです。工事間は五ヵ年間。ですから、実に電源発株式会社の佐久間発電所工事と全く規模の大工事なわけです。しかも、の佐久間発電所の場合は、電源開発社が、あの土地に関係する二百戸の屋の移転その他若干の対国民的な経問題はありましたけれども、非常にムースに進められて、そう大きな影響というのは外部的には起らなかつたのですが、これはもう非常に広範な野県、岐阜県、愛知県の県民に影響及ぼす問題なんですから、従つて、蔵大臣から今非常にゆうちょうなお伺いましたが、もう少し熱を入れることを伺つたが、もう少し熱を入れることを解決してもらわないと、この問題を解消してもらわないと、よつと困る、あるいは政治問題にも

ましまして、その御答弁では、はなはだ不満足であります。そのわれわれが不満足だと思つておることをよく認識を願つて善処せられたいことを強く要望いたします。

この問題は、それじゃ、これであとにいたしまして、それから第二番目の問題として、最近政府はいろいろな格好で金融操作を今おやりになつておりますが、この金融操作の影響を受けて一番今困つておるのは、商社の関係、特に中小企業の方に金融のしわ寄せが現実に来ております。一番激しいのは織維関係に来ておるのは御承知の通りであります。そこで、こういうような格好で、昭和三十二年度の予算の審議のときにわれわれが大蔵大臣に伺つたその当時の状況とはまるで變つてしまつた金融財政の状況のもとに置いて、今のような政策をすと進めていくと、いうことになりますと、相当業界に、私は、まあ、一般的か、あるいはそういう厳しい現象が起るのは部分的か、出てみなければからぬでありますしょうけれども、相当な悪い影響を与える、こういうことを非常に心配しておるわけであります。従つて、結論はあとにいたしまして、二・三の問題をお尋ねいたしたいと思います。

会でお尋ねいたしましたが、いや、そういう直接の目的を持つてやつておるのじやなくして、答申があつたから、一応その答申に基いて、答申を尊重して法案を作つておくだけなんだ、こういう意味でありますたが、これも公定歩合の引き上げ等と関連して、今の金融操作に直接利用せられようという、そういふ狙いを持つておられるのじやございませんか。政府委員の説明では、先ほど申し上げましたように、そこまでの考へはないということをおっしゃつたのであります。大臣は、もうこれができたならば、すぐにでも發動してやりたい、こういう氣持があるのやないかと思ひますが、いかがでありますか。

○国務大臣(池田勇人君) これはこの法律の第一条に書いてありますように通貨調節の手段としての制度を確立して、金融制度の整備をはかるということが第一でござります。この問題は、私はもう日銀の貸出が三、四千億であつた五、六年前から、日本の金融制度の整備につきましては公定歩合の上げ上げもありますが、本筋は準備預金制度を置くことである、従つてまた将来の日本の金融といたしましては、長期の公社債市場の育成にある、こういうことを常に言つておつたのであります。最近のような状況になります前から、そういう考へで進んでおつたのでござりますが、たまたま金融制度調査会にこの問題を出しましたところ、それはやっぱり設けるべきだといふことになりますて、御審議願つておるのであります。それじゃこの法律が施行になつたらすぐ発動いたしまして、一定の準備率で日本銀行に預金しろ、こ

ういうことをするか、しないか、といふ問題は、これは金融の情勢によりまして考へべき点であるであります。すぐ使わなければ制度は要らぬいやないかといふ議論は私は賛成できないのあります。こういう制度があつた方が、金融制度の整備の一端を作るべきものだ、こう考えまして御審議願つておるわけであります。

○栗山良夫君 いや、そこまでは政府委員のお話と同じですけれども、しからば必要があるときにやるのだとおっしゃいますが、現にこの三月の終りに、ある一つの調整措置が日銀を通じてとられて、そして、それがとられて、なおかつ不十分であるというので、五月に入りましてからは金利の引き上げが行われた、こういう状態になつておるところへ、また今度この法律によつて——よくあなたはあの手この手を使ってということをおっしゃるけれども、こういう工合にあの手この手を使う道具は現にできているわけです。そうすると、きわめて複雑な制度でこういふものを発動させていくといふわけでありますが、大臣は今のお話の通りに、これは一応作つておくが、自分の今の大体の見通しでは、こういうものを発動しないで、この間の金利の引き上げも、あれは短期の操作の約束であるのでありますから、あれもあとで伺いますが、まあごく短期に緊急の措置としてやつたんだが、あれも漸次もとへ戻す、そしてこういうものを発動する必要はないからう、こういうお見通しでござりますか、いかがでしようか。

ようでございますが、金融が非常に緩みまして、そして投資が盛んになる、これは行き過ぎだというふうなときには抑える方法は、まあこの公定歩合の引き上げと準備預金制度の活用と公募市場政策、またイギリスとかアメリカにおきましては、月賦販売制度の期間の問題、この四つをかね合わせておのれのでございますが、御承知の通り日本には月賦販売制度というものは普及しておりません。その期間の問題についての金融調整はだめであります。それから公社債市場というものはほとんど微々たるもので問題にならぬ、この先オペ、買オペもある程度やっておりますが、これもある程度金融調整としてはごく一時のあまり効果の日本ではない方法であります。そういういたしますと、準備預金制度で、銀行の、日本銀行への預金の増減によりまして金融政策をやることの制度もない。それで、今回のように公定歩合の引き上げということよりはかに金融調整の道はないのあります。ちょうど私は、今ある公定歩合の引き上げ、引き下げの問題について、どういう考え方かということについては、これは所管が日本銀行總裁にあるにいたしましても、大蔵大臣としてはなかなか言えることじゃない。公定歩合の引き上げをやらないことに越したことはございませんが、今の情勢ではああいうふうにやらざるを得ぬといふ情勢になつてきております。今度は準備預金制度だって二つの方法がある、それをいつどれを使ひかということは、私はここでは申し上げかねる、そいう制度があつた方が、あることによつて使わずに済む場合もあります。

ましても、実際面から申しまして、各銀行の貸出をどうこうするということはなかなかやりにくい。私は、窓口を締めるということよりも、本筋は準備預金制度の活用が本筋だと私は思います。また片一方で金利の点等から言えば、金利の上げ下げをやるのがほんとうだと思います。で、今この法律が施行になりまして、すぐそれだけを適用して、その日本銀行への預けを何ペーセントやれというふうなことをやるか、やらぬかにつきましては、私は申し上げかねますが、今のところは、大体今度の引き上げによりましてしばらく様子を見たい、こういう気持であります。

ないと思います。

○栗山良夫君　そこで問題は少しと  
かくなりますが、まあ、あまり長い間  
間は必要ありませんけれども、第一、  
四半期、第二、四半期の月別、それから  
第三、四半期、第四、四半期の、  
もつばら四半期ごとの合計額でよろ  
いのですが、大体ただいまの設備投資  
資金の需要、これをどのくらいに、  
今、月別予定されておりますか。

○國務大臣(池田勇人君)　この銀行の  
貸出の問題につきまして、御承知の通り  
設備はいかぬと言いますと、やはり  
短期の流动資金だというもので借りて  
参りまするし、設備と流动資金の分は  
方といふものはなかなかむずかしいの  
でございます。ただいまのところは、  
貸出先を見ましても、たとえば鉄鋼と  
か、化纖とか、紡績とか、あるいは商  
社とか、というような貸出先の区分に  
よりまして、設備投資その他の見るところ  
いうのが、今までのわれわれのやり方  
でございます。三十一年度の様子はわ  
かっておりますが、三十二年度にど  
うなるかということになりますと、  
ただいまの統計では、各重要産業のみ  
のが通産省の方に見込みを出しまし  
て、これを集計して、このくらいある  
というのでございますが、この見込み  
でございます。ことに、こういうふうに  
に金融が逼迫いたしますると、悪いた  
とえでございますが、入学試験のよ  
うなもので、どこへも皆願書を出す、  
いうような格好になつて参りますの  
で、なかなか将来の設備投資の額がど  
のくらいになるということは、第一、  
四半期、第二、第三合四半期はもちろ  
んの

のこと、年としてでもなかなか困難なことがあります。その点一つ御了承願いたいと思います。

○栗山良夫君 それは大蔵大臣の御答弁としては、はなはだ僭越だけれども、いただけない御答弁であります。もうすでに全国の主要会社——おそらく千社ぐらいあります——が、その主要会社というものは、どこでも、本年度上半期、下半期における増資、社債の募集等について、皆計画を持っております。それで現に七月から八月々くらいまでは増資を皆陆续発表していく。じやありませんか。續々発表になつて、いるその増資と社債の募集の集計だけでも、経済面にはどんどん出ているのです。それがあちらこちらから資金の調達を求めておつて、どこまでがどうなのが、さっぱり見当がつかないと、お話をいただけないと思ひますね。現にそれは毎日の新聞をごらんになつておりますよ——あなたは十分知り抜いてありますよ——あなたは十分知り抜いて、われわれに御答弁をいただけはありませんか。私はあなたが——この問題については愛知用水公団とは違いますよ——あなたは十分知り抜いてありますよ——あなたは十分知り抜いて、われわれに御答弁をいただけないと、こうしか申し上げられないと思います。

の方を集計しますと重複が非常に多い。こういうことになるのでござります。それは一応通産省の方で、設備資金の見込みというのは八千億か九千億かやっておるようでございます。各会社も増資計画をしておることも知つております。しかし今ここで第一、第二、第三、第四、四半期ごとの設備資金の需要はどうか。こういうことをお聞きになりますと、私としては、こうこう、こういう数字ということはなかなかむずかしい。で、結果におきましても、設備資金がどうかということの調べについては、いろいろな数字が出てくる。私は大体、今設備資金その他の見方は、自分としては、産業別の銀行の融資を見まして、そうしてたとえば鉄鋼、造船にはどの程度金が出ておるか、それならばどの程度のものが設備を行つておるのだろうか。こういう過去の分がそれによつて想像される。たとえば昭和三十一年度におきまして貸し出しが相当ふえましたが、そのうち相当部分はいわゆる商社、流通部面へ行つてゐる。設備部面は流通部面ほど行つていない。設備部面でどの辺へ行つてゐるかと申しますと、化織とか紡績、そういうふうなネック産業でないものに行つてゐる。かえつて輸路産業である石炭とか鉄鋼というものは、三十一年度の銀行の貸出というものは、減るあるいは、あまりふえていない。こういうふうな状況に相なつてゐるのであります。われわれはこういう過去のものを見て、それで今度は鉄鋼とか石炭の方に少し出したらいだろ。こういうことを言つてゐるのでありまして、今大蔵省としてどれだけの設備資金が要るかということを的

前くらいの——払い込みの三ヵ月、四ヵ月くらい前のものは、大体の数字はわかります。それから見込みで本年はな想像の分も雑誌を集めれば出ます。こういう資料はすぐできますし、社債未増資するだろうと、あるいは増資は来年の春になるだろう、こういうような方につきましては、償還の期限のくるのがいついつ幾らということはわかります。それからまた社債発行のときには、やっぱり銀行が日本銀行に集まりまして、一応の割当打ち合せをいたしますから、その程度のものは、これはわかるわけであります。問題は、それでなしに、社債の借りかえとか、新規発行とか、あるいは増資という問題でなしに、銀行からの設備投資の貸出が一番大きいのであります。ところで、今お話をのように、電力とか造船とか鉄鋼、石炭、こういうものにつきましては、これはもう計画はすぐつきりわかります。そういうものは、従いまして、お出ししてけつこうでござります。

のときに、今度のこの一千億拡大政策を実行していく上において、インフレーションになりはしないかという議論がだいぶありました。で、私も、物の裏をつけがなかつたならば必ずインフレになる。これだけの膨大な予算を組んだのだからインフレになる。物の裏づけといふものは確保する自信がありますかということをお尋ねをしたのであります。が、そのときには輸入でやる、こういうお話をしました。で、われわれはそういうことを伺つて見守つておつたのであります。が、最近の動きを見てみると、どうも輸入の方はますます幅を広めておるようになります。たとえば四月分の外国貿易の通関実績が発表になつておりますが、これを見ますと、輸入は四億三千万、前月比で三千九百八十万ドルもふえております。輸出の方は二億二千万ドル余りであります。輸出が戦後の最高記録で、三億九千萬ドルほど減であります。差し引き入超が二億八百万、前月比で八千九百万ほど入超があつておる。で、ことしの三月の輸入が戦後の最高記録で、三億九千萬ドルほどになつておりますが、この戦後の最高だそうであります。この輸入が一こうに衰えていない。その趨勢は衰えていない。それから入超額もことしの一月一億五千九百万ドルが終り、これはますます悪化をしていくというふうなうう情勢でありますから、このままではいけば国際収支のバランスといふのはますます悪化をしていくというふうなううかと思いますが、こういうことについてどういう見通しを持つて

おる、あるいはこれから開設されるであろうという、先ほどの設備投資と同じであります。月別の見通しのようなもの、これはぜひ私は伺いたいと思うのです。輸出入につきまして。この点はいかがでございましょうか。

○國務大臣(池田勇人君) 輸入の増大の状況はお話を通りでございます。輸出も伸びていっております。その差があまりにひどいのでござります。私の考えでは、昨年の十二月が信用状の発行が最高でございまして、二月ぐらいでは、ある程度保つが、三月ぐらいからだんだん輸入が落ちてくるのじゃないか。ストックの関係も非常に大きゅうございます。そういう見込みでありますと、なかなか輸入が減らないのみならず、増大の傾向がありますので、これはある程度ここで抑えなければならぬ。輸入のおもなるものは、やはり設備投資関係のものが多いのでございまして、たとえば機械の輸入なんか非常に多くなつております。そこで問題は、国内の投資の行き過ぎといふことを主眼にして金利の引き上げをやつた。そしてまた、輸入につきましても、銀行に預けておきまする外貨、東京銀行に対しましてはずつと前から相当引き揚げましたが、東京銀行以外の為替銀行に対しましてのドル、ボンドの預け入れを減らしまして、少し金融の窮屈をはかつて、またボンドにつきましては、今までドル並みに100%は別にユーロソスを長くしておりませんが、このユーロソスをドル並みにして、そう気楽にどんどん金を貸すということはやめよう、輸出の金利は据え置くが、輸入手形の金利は一般的の商手

いろいろ手を尽しておるのでございま  
す。ただ、信用状を商社がどれだけ發  
行する予定かと、こう申しましても、  
これはなかなか調べられません。外貨  
予算をやっておれば、銀行としては、  
外貨予算の範囲内において商社が輸入  
をする、そうして商社が、信用状を出  
すときには銀行から金を借りるというの  
だったら、銀行の金融の点からあれで  
すけれども、自分が金を預けていると  
いうときには、信用状を勝手にできる  
のであります。今、増資とか何かの  
ようには、なかなか六月の信用状の發行  
見込みがどう、七月がどうということ  
は、これはわれわれのところではわか  
らないわけでございます。

○栗山良夫君 それは通商産業省の所  
管に属する事項もたくさんあります  
が、一応輸入輸出の四月、五月の実  
態、さらにはまかく分析されること  
と、それからその分析に基いて六月以  
降のある程度の短期、長期の見通しを  
立てていくことが、これはどうし  
ても必要なことではないでしょうか。  
今こういう金融政策をとつておいでに  
なるのですから。

○國務大臣(池田勇人君) これは今の  
金融の実情から申しまして、君はいつ  
どこで何を買うんだということを聞く  
わけにはいかないので、国内的にお  
いても国際的におきましても、ただ問  
題は、為替管理をしておりますか  
ら、砂糖なら砂糖、これだけは輸入が  
できるということになつておるのでござ  
りまするから、君はいつ砂糖をどこ  
からなんぼで買うんだということを前  
もってこっちから計画を聞くわけには  
いかないので、まあ制度はそうなつて

あります。

○栗山良夫君 制度のそなつておることは知ておりますが、問題は、通商産業省としても、決して無手勝流に貿易政策をやつておられるわけではなくて、為替管理をやつておられるけれども、経済の一つの動向というものは、常にこれからみんな一つ一つ聞いて推計をするといふわけにいきませんけれども、經濟の一つの動向というものは、常につかんでやつておられるわけですから、これは、私、前に商工委員をやつておったときに、しゃつちゅうそういうことをお尋ねしておりますが、やつておるわけですから、それと金融政策とマッチさせるために、大蔵大臣から私は伺いたいと思ったので、そういうことを申し上げたのです。そこで、それじゃ、さらに前進させまして、ただいまのお話では、これほど輸入がふえておる原因は設備投資にあるのだ。こういうことをおっしゃいましたが、今の輸入は、設備投資と原材料その他の部分と比較して、どれだけの率になつておりますか。たとえば、四月なら四月でもよろしゅうございます、四月の通関実績からいって輸入の方が……、機械設備等の輸入、それから原材料の輸入その他と……。

ういう機械類の輸入、生産手段の方の輸入、それから綿花、羊毛、その他の原材料の輸入、あるいは生活消耗品とかありますしょうが、そういう大分けでけつこうです。

○國務大臣(池田勇人君) そういう今まで品目別で見るよりほかないのと、品目別で見ると、設備投資といふことで出すときには、機械とか、あるいは鉄鉱石、くず鉄、こういうふうなものが設備投資に直接向くわけござります。その品目別の分はございますから、後ほど……。

○栗山良夫君 大蔵大臣のおっしゃつておることは、鉄鉱石とか鉄くずとか、そういうものも設備投資とお考えになつてのお話でござりますね。

○國務大臣(池田勇人君) さようでございます。

○栗山良夫君 その点は私の質問と、ちょっととくい違つております。そういうものは原材料と私は一応分類しておつたのですから。そこで私は一つの非常に疑問を持つておるのは、この前、宇田経済企画庁長官も、予算委員会のときには、「まあ非常に得意顔に、経済規模の拡大」ということを非常に力説しておられました。私も、その意味においては、これは非常に喜ばしいことだし、また、耳ざわりのいいことでありますからそのまま拝聴していましたわけです。ところが、今の日本の状態では、何と申しましても、各企業の設備近代化をやらなければならぬといふ一つの大きな動きで、各社ともどんどん競つてやっているわけです。特に最近の傾向としては、中小企業関係の産業界が、これは国有機械の払い下げも、もちろん非常に貢献しております

が輸入機械にその道を求めて一生懸命にその近代化を急いでおります。どうしてもやらなければ、日本産業全体としては大企業等の系列下においてもが、そういう意味において、経済規模を拡大しなければ問題ありません。しかし、経済企画庁の長官が国会を通じて約束されおられるように、去年の拡大率に、さらに今度は相当上回って拡大率をつけて、そういう一つの想定のもとに産業経済の指導をしておられる上においては、今の資金の規制をやりましても、そういうような投資設備が十分にいかれないような格好にしてしまうということは、私はどうも政府の公約違反となるおれがあると思います。その点はどういう立場にお考まですか。

○栗山良夫君　そこで、私、非常に一つの疑問を持つておるのは、そういうことをおやりになつても、何といつてもも産業界の今の近代化の意欲は非常に強いし、それからあの程度の公定歩合の引き上げ等では抑え切れないほどに強い。従つて大蔵大臣はそういう六合にお考えになりましても、今申し上げましたような傾向からして、今年度の設備投資というものは非常に旺盛に出てきて、そうしてその出てきた結果は商社部門へすっとしわ寄せされ、それで、そうして生産と流通との均衡がくずれている、現に織維に起きておるようなこういう傾向が各部門に広がるんじゃないいかというおそれを持っておりますが、そういうお考えはいかがでござりますか。

○國務大臣(池田勇人君)　今の御質問の点は、流通部門の金を押えて設備資金の方へいくと、流通部門が困ると……。

○栗山良夫君　結局そういうことになりますと、全体の、多分半分近くは流通部門だったと思います。それをこえておったかもしれない、六割くらい流通貨物の分と、その他の流通部門とを見ますと、全体の、多分半分近くは流通部門へ行つた。そこで流通部門へ行き

ましたお金がどう使われておるか。これはもちろん生産があえ、流通があえたんですから、貸出の多くなるのは当然でございます。また問屋的のものも資に金が相当行つてゐるんじやないか、復活される。しかし、われわれの心配しているところは、ほんとに流通部門と、いうのでなしに、流通部門から設備投資に金が相当行つてゐるんじやないか、またこれはここであげるのはどうかと思ひますが、大阪の天王寺に大へんなものをお作りになつた、それはどこから金が出ているのか。こうしますと、流通部門から設備の方へ回つたり、流通部門として考うべからざるところへ金が回つてゐるという事例がある。今のように……。今度は設備投資と思われる各業種の方へ参つてみますと、今不景氣だという化織とか紡績なんかへの貸出は相当ふえていて、鉄鋼なんかのものはもうかつたから返したというのもありますよう。こういう状況でござりますので、私は今はほんとうに商社が必要にして最少限度にとどめてもらうよう、そうして基幹産業、その次に設備の近代化にいくようにするのがほんとじゃないかと考えておるのであります。

○栗山良夫君 私が申し上げたのは、言葉が少し足りなかつたかもしませんが、政府の金融調整をやるならば、ああいうことより、もう少し政策的に上げたのですが、二、三の事例をあげてあなたの御所見を伺いたいと思います。それはどういうことかと申しますと、何と申しましても、臨路産業を建て直して早く安定しなきやならぬとい

うことは何人も異議ないでしよう。鉄鋼、石炭、電力その他、これに対してももう完全に資金需要を保証せられなければならぬと私は思う。

におくれておる日本の産業の近代化を行ふ、このためにやはり資金を手当しなければならぬと思います。ところが、そういう一つの一貫した政策と違うものがはなはだ手ぬるいために、今、日本の経済はどういうことが行われておるかと申しますと、極端な比喩的な表現を申しますと、三十一年度の綿花輸入が七十万俵、それから三十二年度は百三十五万俵である、こういう一輪出ても含めてですよ、消費と生産とがマッチしないような膨大な量が輸入されているところに、私は今の繊維のやはり若干不況なような現象が出てきている最大の原因があるのではないか。もう少し紡花の輸入にしても、政府はチエックする、そして国内繊維の値上がりを引き起すような——かつて砂糖に行わされたような需要より五分のくらい少く輸入しておる、そして砂糖の値段をつり上げるというやり方は、私は贅成いたしませんけれども、少くとも輸出と国内消費を含めて、そのペーセンテージはどうだけあるか知りませんが、二〇%か二二%という余裕増を持つて常に近いような輸入を一へんにやつた、こういうところに一つの欠陥がある、このために相当資金の問題が出ておるのであります。もう一つの問題は、東京でも、大阪でも、名古屋でも、福岡でも、

も、札幌でも、日本の一流都市を御覧になるとわかりますが、どういうところに金が出ておるか。まずデパートを初め地下街の店、こういうような消費をあおるような、そういう施設といふものに膨大な資金が出ておる。さらには観光事業に至ってはまことに目に余るような投資が行われておる。こういうようなところの投資を縦割りをして抑制をされるということでなければ、大きな意味における政府の金融財政政策、産業政策と言えないのではないのか。私はそこに非常に疑問を持つておるのでありますから、さつきからずつと順序を立ててお尋ねしておきます。この点はどういうふうにお考えになりますか。

手控えたらどうかということを、銀行あるいは政府が言うでしょう。そういう方法をとつていくのがいい、今までの金利の引き上げ、ユーチュンスの短縮あるいは外貨の預託を引き揚げる、こういう方法をとつていく。これが第一の方法だと考えております。もちろんそれらを考えて指導はいたしておりますが、十分には……これから効果があるわけでございます。

第二の、観光事業とか、ビルがたくさん建つ、多少手控えたらどうかといふ感じをいたしておりますが、そこで銀行に対しましては、ビル等の建設とともに必要だうけれども、鉄なんか非常に不足しているときに大事な金をあそこへ持っていくのはどうかという気がいたしますけれども、普通の道をやって、間接的にこれをやるよりはかなしい。これまた建築制限か何かやつて参りますと、またかえつて逆作用になることは、職後の事例を見ましてもあるようでございまして、やはり全般的に金融の引き締めをやつて、私は準備預金制度の分も、今後もっと引き締めなければならぬときには、金利を使うか、準備預金を使うかということは、よほど考え方のだが、金利をどんどん上げていくということは、なかなか経済政策の根本に触れる問題でございます。私は金利よりも準備預金の方をやるべきじゃないか。普通の場合でありますから、そういう点を考えていろいろな制度を設けて調節していくように考えていただきたいのであります。

○平林剛君 今の池田大蔵大臣の発言で、私なるほどなあと納得する点が一つあつたわけあります。経済情勢に對応して、金利を引き上げるということも、むしろ準備預金制度といふことの活用で調整をはかる、こういうお考えが率直に述べられた。私も最近はどうしても必要だ、そういう意味での経済事情を見ておりますという、今回政府が御提出になつた準備預金制度に関する法律案のようなものはこれありませんけれども、私がかねがね疑問に思つておりますが、一方においては腹の中で賛成をしておるものであります。そこでこの機会に、時間も十分あります。この間、日銀の金利政策が発表され、私もそれをしろうとながら眺めてみたのであります。一方においては金融の正常化というためのいろいろな条件の緩和措置が同時に講ぜられておる、こういう意味で、どうも最近の経済というのはむずかしくて、こういう政策についても二つの相反する政策が一べんに発表されるものだなと思つて、はなはだ感心しておつたのであります。この点について、もう少し責任のある立場の大蔵大臣から御説明を願つておきたい。私が見るというと、どうしても先般発表された金利政策には二つの相矛盾するものが同時に発表されておる、そういう意味で理解に苦しむのであります。今の栗山委員の御質問に閃速して、この機会に一つお考えを聞いておきたいと思います。

お話を、三月のときのあの措置を思ひます。御承知の通り日本銀行に高率適用という制度がございまして、一定額をこえた預金その他のいろいろな条件のもとに一つの基準を設けまして、それをこえた貸出に対しましては高率な金利をとつて、そして特定の銀行の貸出の急激の増加を押えるという制度をやつておつたのであります。高率適用にかかりますところが、これが一行とか二行というのならば、まだよろしいのでございますが、この一月から二月金融逼迫のときには一大銀行ほとんど全部かかつております、これは特殊の銀行の貸出し増を抑えるためのいわゆる罰則的の金利が全部に適用になる。しかもまた、それによりましてコール市場が未だかつてない三錢をこえるというふうなことでございまして、これはどこに久留があるかと申しますと、これは高率適用をきめる場合の基準というものが、昨年の春ころの、あるいは一昨年の暮ころから春ころの、貸出のほとんどない、預金の非常に伸びたときを基準にしてやっておりますから、引き揚げ超過、金融逼迫のときに全部かかつてくる、こういうことは改めなければ正常でない。これを大体二月ころまでは、日本銀行の貸出しが二千億円くらいになりますとほとんどかかるようになる、これを四千億くらいにして、ほんとうに行き過ぎた銀行だけがかかる程度にあげなければならぬ。しかしこれを広げて今の高率適用にかかるぬようになると、金融をゆるめるというふうにとられては困る。われわれは金融をゆるめるのではないし、今の制度の少しお行き過ぎと申しますか、過作用の点を補正するのだという意味で高

率適用を緩和しますと、一般には金利が上昇するので、決してゆるめるのじゃないのだけれど、ということで、一厘上げをして一般の金利にはあまり影響のない、ゆるめたか引き締めたかわからぬというような措置がとられたわけでございます。私はこのときの説明に、将来の弾力ある金融政策を行なうための下地を作るのだと、こう私は本院でも説明したわけであります。その当時から自分の気持では輸入がどんどんふえ、設備が行き過ぎであります。そのときには、私は将来金利の引上げをしなければ、この制度がないでござりますから、金利を引上げるよりはかにないということを、自分の腹では考えておったのでござります。結果通りに、設備投資、それに関連する輸入は、朱だかつてないような状況になりましたと、先ほど来お話をあるから申しますと、これは一日も早くやつてもらいたい。私は日本銀行の緩裁から相談を受けましたときに、一時間でも早くやれとこういつて私は激励したわけでござりますけれども、そういうことは、よほど考えるのではございませんが、両方を使い得る状態に置いておく。今後は私は、この準備預金制度があれば、どっちを使うかということは、まあこれで一応整つてくるのじやないかという気持を持っております。

国際收支の面でも輸入が激増して、それが譲渡投資の面にそがれる、こういうときに、金融正常化の措置が金融の緩和になってしまふ、こういう際に公定歩合の引上げをせにやいかぬ、少くとも二厘程度は必要だという日銀側の主張がありますというと、こういう際には公定歩合があるわけであります。そこで私がこれまでいろいろ聞きかじりで資料を集めましておなまづきがあるわけであります。そこで私がこの対立があつたと伝えられておるわけであります。今金融の正常化としてやりになつた高率適用の制限を緩和したこと、本来ならばもつと金利の面においても引上げると、こういう措置が必要であるという日銀側の見解と大蔵大臣の調整の結果、一厘という制度になったが、それはまあ結局準備預金においても引上げると、こういう法律案を作つて、あとは大蔵大臣の調整の結果、一厘という制度に限する法律案を作つたのでありますまあ幾らか心配だけれども、あとはこれで調整しようというお考えがあつたので、日銀との間の調整をはかつてこれを一厘にしたのは、何かほかの政治的な配慮によるものではないか、と、こう思うのですが、どうぞ

とは全然アマでございます。私は、それは想像で人を譲らるものだと思います。この問題につきましては大蔵省のどの職員にも私は相談いたしません。日銀縮減と対で話ををしておるのであります。今お話のような点がデマであつたということは先ほど申し上げました。さういふような話があるとすれば、これは想像で人を譲らるものだと思います。この問題につきましては大蔵省のどの職員にも私は相談いたしません。私は、そこにはおわかりと存ります。

○平林剛君 公定歩合の引き上げといふものは、これはあまり大臣としてよく好まれない。しかしそれにもかかわらず今度の公定歩合の引き上げを行なった結果、経済界にいろいろな影響を及ぼしておるのですが、そしてその影響が一番どこに現われるかといふと、今重點的な産業あるいは政府から見てのいろんな資金の供給を受けておるところに対しては、一厘程度ならば大したことではない。また今日までのいろいろな計画を変更する必要はないと見られておるようではありますけれども、中小企業の面に対してはこれが非常に深刻な影響を及ぼしてくる結果になるのであります。このことについて大蔵大臣としてはどういうふうに見られておられますか。

り以上に資金を潤沢にしておるつむりでございます。なほまた、この結果、中企業の方々のお困りの場合におきましては、国民金融公庫と中小企業金融公庫と合せて千億円ぐらいござります。これを早く使って、そのしわ寄せを緩和しなきやならぬと思つております。昨今も国民金融公庫の各地の支部長が集めまして様子を聞かしておりますが、こうのことにつきましては十八私も心がまえをいたしておるつもりでございます。

さうです。この機会に私は、物価引き下げのための政策として、今の現状において大蔵大臣としてはどういふお考えを持っておられるか、どういふ政策を打ち出していただけるか、ことについて付帯して一つ御意見を聞いておきたいと思います。

○國務大臣(池田勇人君) 物価の上昇は、本年になりまして消費者物価は上っておりません、一月からずっとと、四月はちょっと下りぎみになつたのです。私が先ほど申しましたごとく、予算審議で申し上げたごとく、物価は大体横ばい、下げるということは私には考えてないので、世界の物価は大体昇……、これはスエズ問題について、上った分は別でございますが、世界の物価も大体横ばいでございますから、日本もそれに合せてやる。しかしながら、世界の物価の上り方よりも日本の物価の上り方を少くしたいというのが、利を上げずに金と物とのアンバランスをやつたらどうなるか。これこそ大いなることになる。だから金と物との貿易の原則でございます。それならば、へんのさしむべきの考え方でござります。利が上れば物価が上がるということは經濟の原則でございます。それならば、金と物とのアンバランスをまず除かなければいけないことをやつたらどうなるか。これが大きなことになる。だから金と物とのアンバランスをまず除かなければいけない。そうしてそれが除かれれば、金利を下げていってそうして生産コストを下げる。これが普通の行き方じやなうかと思ひます。私は今回二重の引き上げも、できれば、おさまれば早く下げる。これが定期領金の利子を上げなかつたり、あるいは公社債の発行条件を変えないというのも、そこから来ておるのであります。

質問いたします。それは、先ほどの大臣のお話を承っておりますといふと、私が申し述べたように、やはり日本の産業経済全体を見渡してみたときには、やはり不急不要の部面に相当の投資をおやりになつてることをお認めになりました。要するにあまり好ましくないところに資金が流れている。消費をいたずらに刺激をし、あるいはまたその刺激をするような、消費を刺激するような施設のために相当な投資を行われているということはお認めになつたわけです。従つて、そういうものを裏から言えば重点政策が必要であるということになると思うのである。言葉をかえていえば、ところが重点政策が必要であるけれども、現在の岸内閣としては依然として自由主義經濟の基盤の上にあるわけでありますからそういう政策はとれない。となると一従つて、この二つの相異なった路線を同時に満足させる方法はありませんので、従つて中途半端の政策になる。そこに重点政策が必要であるにもかかわらず、そこからはずれた、極端な表現をすれば、犠牲者が出て来る。こういうことに私は必然的になると思います。そこで、そういう認識の上に立つて大蔵大臣に御意見を伺いたいことは、かつてあなたが吉田内閣当時は、これでも自由主義経済である、經濟の計画化などといふことは考えもない、こういう強い意思の下に、なかなか經濟の計画化というようなことは口にされなかつたのであります。が、今度の内閣になつてからは、少くともそういうことではない

いけない。若干、經濟というものは計画性を持たなくちやいかぬ、こういう投資をおやりになつてることをお認めになりました。要するにあまり好ましくないところに資金が流れています。消費をいたずらに刺激をし、あるいはまたその刺激をするような、消費を刺激するような施設のために相当な投資を行われているということはお認めになつたわけです。従つて、そういうものを裏から言えば重点政策が必要であるということになると思うのである。言葉をかえていえば、ところが重点政策が必要であるけれども、現在の岸内閣としては依然として自由主義經濟の基盤の上にあるわけでありますからそういう政策はとれない。となると一従つて、この二つの相異なった路線を同時に満足させる方法はありませんので、従つて中途半端の政策になる。そこに重点政策が必要であるにもかかわらず、そこからはずれた、極端な表現をすれば、犠牲者が出て来る。こういうことに私は必然的になると思います。そこで、そういう認識の上に立つて大蔵大臣に御意見を伺いたいことは、かつてあなたが吉田内閣当時は、これでも自由主義経済である、經濟の計画化などといふことは考えもない、こういう強い意思の下に、なかなか經濟の計画化というようなことは口にされなかつたのであります。が、今度の内閣になつてからは、少くともそういうことではない

いくと、いうことが、わが國經濟の地についた発展を促すゆえんだと考へております。

○土田国太郎君 大臣にちょっと伺いもう少し選別融資と申しますか、選別調整と申しますか、そういうことを私は剪断をもつておやりになる時期に来ているのではないか、こういう工合に考えますが、そういうことは依然として御否定になりますか。

○國務大臣(池田勇人君) 私が昭和二十四年から二十七年まで大蔵大臣をしておりましたときの日本の經濟の捕く姿と今とは、よほど変つて来ておりました。私は、あのころは、とにかく生産増強をしてインフレ防止、これでつと来ておつたのであります。計画經濟なんかをやろうといつても、そういうものはできません。しかし日本經濟がここまで拡大いたしまして、そして個別産業につきましては、大体計画的にできるようになつたのでございま

す。しかし、それにいたしましても、一昨年作りました五ヵ年計画といふものは、もう根本的に変えなければならぬ。それから計画を一応の目安として作るということは今でも賛成でございます。しかし個々の業態についてこなうしようああしようという、自由經濟の根本をこわすような經濟政策は、私は昔と同じようになつて反対でございま

す。自由經濟のもとにおきまして、そなうして國の役割はこれは考えなくてはならない。その他は民間の創意工夫にまかせていく。そして政府の仕事の範囲内におきまして、これをリードしていく大臣の御答弁を聞いておりますと、

生きものだからはつきりしたことは言えないけれども、これでうまくいくことがあります。金利引き上げ、これについてまだ前進されたならば金融財政政策にいたり、総体的にもまた各部門別にもおいても、関係各省との調整の下に、おいても、関係各省との調整の下に、やりになつております。従つて、そこでことで、五ヵ年計画とかいろいろなこと、総体的にもまた各部門別にもおいても、関係各省との調整の下に、やりになつております。従つて、そこでことで、五ヵ年計画とかいろいろなこと、総体的にもまた各部門別にもおいても、関係各省との調整の下に、やりになつております。従つて、そこで

○國務大臣(池田勇人君) 大臣にちょっと伺いもう少し選別融資と申しますか、選別調整と申しますか、そういうことを私は剪断をもつておやりになる時期に来ているのではないか、こういう工合に考えますが、そういうことは依然として御否定になりますか。

○國務大臣(池田勇人君) 私が昭和二十四年から二十七年まで大蔵大臣をしておりましたときの日本の經濟の捕く姿と今とは、よほど変つて来ておりました。私は、あのころは、とにかく生産増強をしてインフレ防止、これでつと来ておつたのであります。計画經濟なんかをやろうといつても、そういうものはできません。しかし日本經濟がここまで拡大いたしまして、そして個別産業につきましては、大体計画的にできるようになつたのでございま

す。しかし、それにいたしましても、一昨年作りました五ヵ年計画といふものは、もう根本的に変えなければならぬ。それから計画を一応の目安として作るということは今でも賛成でございます。しかし個々の業態についてこなうしようああしようという、自由經濟の根本をこわすような經濟政策は、私は昔と同じようになつて反対でございま

す。自由經濟のもとにおきまして、そなうして國の役割はこれは考えなくてはならない。その他は民間の創意工夫にまかせていく。そして政府の仕事の範囲内におきまして、これをリードしていく大臣の御答弁を聞いておりますと、

生きものだからはつきりしたことは言えないけれども、これでうまくいくことがあります。金利引き上げ、これについてまだ前進されたならば金融財政政策にいたり、総体的にもまた各部門別にもおいても、関係各省との調整の下に、やりになつております。従つて、そこで

生きものだからはつきりしたことは言えないけれども、これでうまくいくことがあります。金利引き上げ、これについてまだ前進されたならば金融財政政策にいたり、総体的にもまた各部門別にもおいても、関係各省との調整の下に、やりになつております。従つて、そこで

生きものだからはつきりしたことは言えないけれども、これでうまくいくことがあります。金利引き上げ、これについてまだ前進されたならば金融財政政策にいたり、総体的にもまた各部門別にもおいても、関係各省との調整の下に、やりになつております。従つて、そこで

生きものだからはつきりしたことは言えないけれども、これでうまくいくことがあります。金利引き上げ、これについてまだ前進されたならば金融財政政策にいたり、総体的にもまた各部門別にもおいても、関係各省との調整の下に、やりになつております。従つて、そこで

行予算を組むというふうな気持は持つておりません。

○江田三郎君 もう一点だけ。いわゆる実行予算というところで問題が出てくるので、これはあなたが大臣――だれのときだつたか忘れましたが、たとえば公共事業等が予算にぎまつておても、その中から一割ないし二割といふものを抑えるというような行政措置をおとりになつたことがありましたが、そういうことはないと考えてよろしくうござりますか。

言われましたが、その他、不測の事態  
というようなことがあって、大臣の予

想と反したようなことがあっても、たゞ一例を挙げるとえば公共事業費の節減等は臨時国会を開くという措置なしにはおやりにならない……。

として質疑を行います。

まするが、今回、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正法律案を御提案になつたのでありますから、この質疑に關しまして、私もできる限り要点だけ申し上げて御回答を得たいと思うわけですが、あなたのの方も簡明直截に御回答を願つて、形容詞は抜きにしてもらつて、あとの議案も山積しておることであるから、そういうふうに……。

いう文字を用い、且つ、その組合員が製造する酒類の種類を明らかにしなけ

ればならない」、こういうように明示されてあります。これは、旧法の六条にも同様のことが書かれてあるのであります。これが現状を見ますると、いと、旧法によつても新法によつても、あまり大した差はないのですが、このことが果して行われておるかどうかということに重大な関心を業界では持つておるのであります。今日のたとえば蒸りゅう酒中の特に合成酒を私は

使っておると聞きました。そのために、日本酒もそれに対抗するために金を惜しがってはいる。ところが、貴君

を便用されるを得ない。すなれば、清酒というものは米の酒であるというよううな宣伝をしなくちゃならない。その金も膨大なもので、今日は、そのため組合費を非常な増収をいたしまして、私がやつておるおととしまでは千七八百、二千万ぐらいでやつた組合費が、今日は五、六千万もかかるといいうよう状態です。それは、すなわち合組合、この横車を押して合成酒を清

○國務大臣（池田勇人君） これは先のことでござりますから、たとえばこれに起つたというときに、その災害予算は既定経費の上から一つも出さずに、フルに災害の方を見るというときに、これは、これは国の財政状況をいまして、片方を押えるというようなことは、そういうときには国会を開かなければならぬ。つまり御審議願つたものを押さえ、そこで押えてどれだけの金が出るかという問題でござります。一般会計のそれからあまり出ません。しかも特別会計の鉄道その他で押えては、ネックがますますひどくなります。産業投資をやる、そういうこと、鉄道五年計画に沿つてやる、そうして電力開発の方で、金利を上げて引き締めて下さい

おるのであります。これは一々取り起  
さつたものを大蔵大臣の腹づもりでこ  
れを動かすというような事態は起らぬ  
とみている。起つた場合にどうするか  
というと、その事態の状況によつて考  
えなければならぬ。

○江田三郎君　だから、そういうとき  
には、臨時国会等、成規の手続を経な  
いではおやりにならぬ、その点はいい  
んでしよう。

○國務大臣(池田勇人君)　成規の手続  
をとらなければならぬ事態が起れば、  
成規の手続をとります。成規の手続を  
とらなくてもいいということになれば、  
これはやります。

○委員長(廣瀬久忠君)　これにて休憩  
いたしまして、二時半より再開いたし  
ます。

それでは局長に伺いますが、この酒類業組合法の第一条に、この法律の目的は「酒税の保全と酒類業界の安定」とあります。すなわち、「酒税の確保及び酒類の取引の安定を図ることを目的とする」と、こういうことになつておられます。が、実際において、御当局は、酒類の業者を安定ということについて重大な関心を持たれ、また、実際においてそういう面に御努力願えるんでしょうか。まず、お気持から先に拝聴いたしたいと思います。

名ざいたしますが、これらのもの商品については、この規則と相反した行動をとつておる。すなわち、合成酒であるか、従来の日本清酒であるか、わけのわからないようなレッテルや規格証紙を使っておるということは、私が申すまでもなく、原さんも御承知のことだらうと存じます。特に合成酒という字のごときは、はなはだしいのは横様のような格好にして、合成酒という三字がどこに書かれてあるか、まるでクイズを見るような格好のようなふうに合成酒という字が隠されておる。また、正面には、合成酒と書かないで、銘酒と書いてある。銘酒というものは、昔から日本酒が使つておつたものでありまするが、近頃は合成酒がそれをとつて銘酒というような字句を使つておる。特に私は申し上げておきたいが、今業界が非常な混乱をし、

酒のごとくかモブテージュして旁ろうとする、こういうために、ああいう宣伝をする。その対抗策としてこっちも数千万円の金を使わなくちやならない。一方の方はきっと所によりますといい。約億という金を使わなければならぬというような、はたして事実とすれば、まことにみじめな泥試合が今始まっておるわけであります。これらに對しまして、これは主税局は參謀本部の格だが、第一戰部隊である國稅局が手を下さないでいる。発案者である主税局がこういう法案をこしらえて、國稅局が全然手をつけない、ということは、重大な責任を私はお感じになつておるだらうと思います。でありますから、國稅局がこれに対しやかましく取り締つて下さるならまだいいが、さっぱり知らぬ顔、これに対し清酒の組合では、あなたの方へもしばしば

○江田三郎君　そういうことはあり得ないのだといふ説明は何べんも聞きましたが、そういうことがあるいは不測の事態で、たとえば災害ということを持ちておりません。

午後三時三十一分休憩

○土田國太郎君 よくわかりました。  
政府のお気持は、酒類業の安定は酒税  
確保の根源をなすものであるから十分  
やると、こういう御声明で、満足いた  
しました。つきましては、この法律案  
の第六条ですが、その六条には、「酒造組合と  
造組合は、その名称中に、酒造組合と

迷惑をしておる問題は、合成酒が近頃  
その愛称と称して一變する言葉と称  
してですよ、愛称として新清酒という  
字句を使いだした。こういうようなこ  
とを新聞や雑誌やあらゆる刊行物に出  
して、少くともこの宣伝のために合成  
酒組合はいままでに約僨に近い金を

○政府委員(原純夫君) お尋ねの件は  
陳情し、また國稅局にもやかましく言  
いますけれども、はいはいと言うて、  
さっぱり手をつけてくれない。しか  
も、これに対する違反行為について  
は、何か罰則もあるのじやないです  
か、どうです。

六条にも組合の名前という形で出ておりますが、八十六条に真正面に「酒類業者は酒類の種類等の表示義務」という形が規定してございます。製造業者または販売業者は酒類の種類、類別、級別その他の政令で定める事項を容易に識別することができる方法で容器の見やすいところに表示しなければならないということになつております。これは罰則の方で受けまして、八十六条——ただいま読みました条文の規定に違反したも

ことに表示しなければならないということになつております。これは罰則の方で受けまして、八十六条——ただいま読みました条文の規定に違反したも

ことに表示しなければならないということになつております。これは罰則の方で受けまして、八十六条——ただいま読みました条文の規定に違反したも

につきまして、今いろいろお話をございましたが、私どもとしても、現在の状況はきわめてこの条文の趣旨が徹底していると思つております。従つて、

○土田國太郎君 それではこういう法律を作つて、局長は忠実にこれを督励してやる、こうおしゃって、こういふ違反行為が八〇%もあるにかかわらず、一つもやらないで、一般消費者にまで迷惑をかけるということは、それがあなたは懶怠至極と言われても仕方がないのじやないですか。局長のお考

えどうですか。

○政府委員(原純夫君) その点はおっしゃる通りであります。そこで別段言ふわけを言いたいとも思ひませんけれども、申し上げております通り、酒の生産それから販売につきましては、大臣御迷惑な話ですが、非常に重い酒税を負つてやつていただいているところにより」ところがありますので、その明確化させる仕方について思つております。

○土田國太郎君 こういう法律があり、またこれに対する罰則もあるといふので、はつきりいたしましたが、おそらく、今のこの合成酒を販売されているが今日の実態ですよ。しかも、表記成酒という字は一字も見えませんよ。裏の方に何か貼つてあるが、それが模様化しておる状態です。明らかにこの八十六条ですか、今おっしゃつたそれに違反することははつきりしてい

る。あらゆる合成酒、私は合成酒でもあります。それは何件くらいやりましたか、それを伺いたい。

○政府委員(原純夫君) 手元に資料を持っておりませんが、おそらく罰則の発動はまだしておらぬと思います。

○土田國太郎君 それではこういう法

規制を作つて、局長は忠実にこれを督励してやる、こうおしゃって、こういふ違反行為が八〇%もあるにかかわらず、一つもやらないで、一般消費者にまで迷惑をかけるということは、それがあなたは懶怠至極と言われても仕方

がないのじやないですか。局長のお考

えどうですか。

○政府委員(原純夫君) その通りであります。

○土田國太郎君 この需要のバランス

がとり得ない場合に限るという今局長の答弁でありますするが、現在は需要の

調整のために、たとえば清酒であります

が、合成酒でもけつぶんであります

が、合成酒であります



で済むりっぱな業者もある。それから値引きをやれば中へ友連れに入らなければならぬ。私の家は実は売れますのでやりませんというわけにいかない。非常な正しい業者は迷惑をしている。

そういうことをしないで済むのは天下に知名のメーカーだけであつて、まあまあのうち八、九割はその眷添えを

食つて思われる損をさせられたという事実がある。これは最近国税庁の政策の結果として、これは非常に評判が悪い。値引きをしている上にこういうことがほんとうだと思う。この点について局長の考えはどうですか。

○政府委員(原純夫君) まず値引きに

おるところが、そこでただい

ます。販売条件を規制いたしておるわ

けでござりますので、それとあまりア

ンバランスなどもいけておらず、

十分考えてみたいと思つております。

あとどのくじの問題ですが、どう

う何が出ているのか、ここでただい

ます。突然伺いましたので、よく調べてみ

ます。景品ではなくて、組合でまとめてや

が、なおしかし、よく調べまして間

違つております……。

○土田國太郎君 もちろんそうです。

○政府委員(原純夫君) 承認いたして

おるというが実際のようであります。

○政府委員(原純夫君) 丞認いたして

つきましては、政局は値引きはいいと言つておるのでございません。取引でありますので取引は自由であります。そして公定価格というものは最高値引きではないといふことは言えないわけです。むしろこの組合法によって、業界がこれは危なことは見えないわけです。だからこのことは、需給の均衡を失しておらないと思ふ。九千万人の人間が清酒三百三十五石、ほかの酒類をあげれば七百万石になりますけれども清酒はあなたの方でやりましたあの国勢調査でこらんにあっても、七〇%以上が清酒がはじめこの規制をされて政府にどうですかと、こう言って来られる筋合いのもので、そういうふうに言って来られれば、私どもは十分考慮すべき問題です。しかし、こう言って来られる筋合いのものに対して、これはもう値引きを止めます。従いましてそういう段階で、おそらくその段階では非常に複雑な条件で、多数の何千という業者が生産している清酒業界でありますので、御相談はなかなかむずかしいのではないか

と私どもはお察していいるわけです。業界として、もしまどまるならば私どもればならない。私の家は実は売れますのでやりませんというわけにいかない。

そういうことをしないで済むのは天下に知名のメーカーだけであつて、まあまあのうち八、九割はその眷添えを

食つて思われる損をさせられたという事実がある。これは最近国税庁の政策の結果として、これは非常に評判が悪い。値引きをしておる上にこういうことがほんとうだと思う。この点について局長の考えはどうですか。

○政府委員(原純夫君) まず値引きに

おるところが、そこでただい

ます。突然伺いましたので、よく調べてみ

ます。景品ではなくて、組合でまとめてや

が、なおしかし、よく調べまして間

違つております……。

○土田國太郎君 もちろんそうです。

○政府委員(原純夫君) 承認いたして

つきましては、政局は値引きはいいと言つておるのでございません。取引でありますので取引は自由であります。そして公定価格というものは最高

値引きではないといふことは言えないわけです。むしろこの組合法によって、業界がこれは危な

ことは見えないわけです。だからこのことは、需給の均衡を失しておらないと思ふ。

○土田國太郎君 それで今の生産石数

は需給の均衡を失しておるかどうかと

いうことが大きな問題です。私は現在

は需給の均衡を失しておらないと思

う。九千万人の人間が清酒三百三十五石、ほかの酒類をあげれば七百万石に

なりますけれども清酒はあなたの

方でやりましたあの国勢調査でこらん

にあっても、七〇%以上が清酒がはじめ

この規制をされて政府にどうですかと、こう言つておるのにもかかわらず、壊れないというのは、税金の高い

ことと、密造です。政府は密造は百三十万石と言つておるが、私どもは二百萬石程度を見ている。この密造とそれから政府の酒類に対する政策が密切に連絡しておる。あなたがおっしゃる通り酒に対する税率は非常に高うございまして、日本の関税の体系の中ではまた、その辺の調整がなかなかむずかしい、さか法の精神について運営に誤りがあるのではないかと見えておるということは、あなたのほうは均衡を失したとは見られないから、どちら、結局これを政府は製造させておいて、そしてそのまま乱壊を見ておるということは、あなたのほうは均衡を失したとは見られないから、うつちやつておくというのでは、いささか法の精神について運営に誤りがあるのではないかと見えておるという点どうですか。

○政府委員(原純夫君) おっしゃる通り酒に対する税率は非常に高うございまして、日本の関税の体系の中ではまた、その辺の調整がなかなかむずかしい、少しこまかくわたって恐縮であります。そのためには、その点どうですか。

○土田國太郎君 それからこの同じく

四十二条の五のイですね、「左に掲げ

る規制を行ふ」というところのイがあ

りますね、これには「酒類の原材料の

購入数量、購入価格又は購入方法に関

する規制」としてありますがああ蒸

ます。そういうことが戦争中また戦争

あなたの困難な財政を切り抜けていきま

すために、酒にせいぶんおんぶしたと

いう意味で、酒を生産し販売される向

こうべくもなく高いことになっており

ます。そういうことが戦争中また戦争

あなたの困難な財政を切り抜けていきま

すために、酒にせいぶんおんぶしたと

いう意味で、酒を生産し販売される向

こうべくもなく高いことになっており

なことになつたわけあります。な

お、私どもの感じといたしますては、わ

が国の間接税の全体系の中、酒税は

重いけれども、一方でそれと比較した

場合に、たとえば物品税系統の品物あ

り、軽くすると同時に、重くするとい

うような面も出て参るものですから、

その辺の調整がなかなかむずかしい、

少しこまかくわたって恐縮であります。

○土田國太郎君 それからこの同じく

四十二条の五のイですね、「左に掲げ

る規制を行ふ」というところのイがあ

りますね、これには「酒類の原材料の

購入数量、購入価格又は購入方法に關

する規制」としてありますがああ蒸

ます。そういうことが戦争中また戦争

あなたの困難な財政を切り抜けていきま

すために、酒にせいぶんおんぶしたと

いう意味で、酒を生産し販売される向

こうべくもなく高いことになっており

ます。そういうことが戦争中また戦争

あなたの困難な財政を切り抜けていきま

すために、酒にせいぶんおんぶしたと

いう意味で、酒を生産し販売される向

こうべくもなく高いことになつたわけあります。な

お、私どもの感じといたしますては、わ

が国の間接税の全体系の中、酒税は

重いけれども、一方でそれと比較した

場合に、たとえば物品税系統の品物あ

り、軽くすると同時に、重くするとい

うような面も出て参るものですから、

その辺の調整がなかなかむずかしい、

少しこまかくわたって恐縮であります。

○土田國太郎君 それからこの同じく

四十二条の五のイですね、「左に掲げ

る規制を行ふ」というところのイがあ

りますね、これには「酒類の原材料の

購入数量、購入価格又は購入方法に關

する規制」としてありますがああ蒸

ます。そういうことが戦争中また戦争

あなたの困難な財政を切り抜けていきま

すために、たとえば物品税系統の品物あ

り、軽くすると同時に、重くするとい

うような面も出て参るものですから、

その辺の調整がなかなかむずかしい、

少しこまかくわたって恐縮であります。

○土田國太郎君 それからこの同じく

四十二条の五のイですね、「左に掲げ

る規制を行ふ」というところのイがあ

りますね、これには「酒類の原材料の

購入数量、購入価格又は購入方法に關

する規制」としてありますがああ蒸

ます。そういうことが戦争中また戦争

あなたの困難な財政を切り抜けていきま

すために、酒にせいぶんおんぶしたと

いう意味で、酒を生産し販売される向

こうべくもなく高いことになつたわけ

あります。ただ税全体の中で見ます

と、やはり最も混乱しております所得

課税、特に個人の所得税の重圧とい

うようなものが従来非常に強く感ぜられ

ます。あなたは税金はこれは

高くない、安いのだとおっしゃるな

いものに対しても、私は大蔵省は農

林省の代理行為をやつておるわけ

でありますからね、でありますか

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

に米は三十億も高くもうけて高いのものを押しつける。アルコールは一石二千円高で三万石買いますと六億円も違うんですからちよつとわれわれは合計四十億も犠牲を払ってしまうわけですね。両方そういうふうなコストの高いものをわれわれに預けておいて、そうしてこれをしちゃいかんの何をしてはいかんのとやかましく言って、そうしてまん中に入って清酒メーカーは立つ瀬がないですよ。でありますから、このアルコール取引というものは非常に重要な問題なんで私もこれにはずいぶん苦労してみたんですが、うまくいかなかつた。この点一つ大蔵当局は米の問題とアルコールの問題については、よく地方団体の意見を徴されると同時に、一つまっすぐな政策を立ててもらいたい。一方に傾かない。今まで大蔵当局の発表した値段で売れたためではない。いつも二千円や三千円くらいいみんな安く売つておりますよ。こういう手はないですよ。まことに大蔵省の信用というものは地に落ちる、われわれから見て。どうかそういうことのないよう、こういうりつばな法律ができたんですから、しかも規制には販売、米の数量から価格までうたつてあるようなわけなんですから、どうか一ちやいかんと米を使つちやいかんとその点十分御注意を願いたいと思ひます。

か、実に一寸一分のすきもない指令を出しますよ。実はここに国税局の課長もいてよく知っているのだが、そういうようなことは生産なんですからね、多少の上下、あるいは三名とか五%とかあるいは一割とかのゆるみがあつてしかるべきものですよ。それをきちんとしてこれでやれと、しかもこれは例の五十条を適用するわけです。が、アルコールを使うにつきましては承認を得ろというわけですが、あの承認も何も国税局が承認しなくとも、この製造方法については、政府が知つておるよりも、地方の税務署が一番個々の工場について皆知つているのです。でありますから、ああいうことは大ワクを中央できめるのもいいが、個々の生産の方針、承認といふものについては、私は地方税務署にまかせる方がいいと思う。標準だけきめて大差のないようにしてやつて、中央で一寸一分のすきもないようにやるということは、メーカー、工場の状態、実情、技術等によつて皆違うのですよ。それを一べんに一様に取りきめるというところに大なる欠陥があるのですから、どうかその点も十分一つ考えてもらわなければいかぬと思う。

ですから、どうかこの点について、何が新しい構想をもつて取り締る方法はないものかどうか。私は今日は營業者は何とか減つておると政府はおつしゃつておるようですが、道に密造の自家用というのと、一そく拍車をかけた今日ふえて参つていますよ。特に密造の点については、これは第三國人の御承知の通り。それから思想的に相いれない連中の、これが密造でもつてやつておる人がおるのでありますから、一そうその取締りを嚴重にすると同時に、政府の今のやり方は、これは取り締る一方で、啓蒙ということに対して、一つも手段を施しておらない。また生活の補助ということについても、そういう悪いことをする連中に、これもしてやらなければならぬ。あなた方は取り締る一方だから成果があがらない。私が申し上げますのは三位一体、これを一つ実施してもらよう。に、新たな構想をお立てになる、お考えがあるかないか。一つ局長の御意見をお伺いしたい。

おると思ひます。決してこれは自慢と多いようですから、十分努力を続けて参りたいというふうに思います。

なお、先ほど来数點御要望ないし御意見のございました点がいろいろござります。その一部には、若干誤解されておつしやつておる向きもございますが、一々申し上げるのは避け、お気持のうち、私どもなるほどと思ふ点は、十分汲んで将来やつて参りたいと、いう、概括的な御返事をさせていただきます。

○**土田国太郎君** それから公定価格は、大体三段に分けられておるのが原則のようですが、ビールはどうですか。

○**政府委員(原純夫君)** ビールは、取引の実際に応じまして、二段階でやつております。

○**土田国太郎君** そうしますると、第一段階は、これは卸価格ですが、メーカー価格ですか。最後は小売価格でしょう。

○**政府委員(原純夫君)** 生産者価格と小売価格、その二本立てであります。

○**土田国太郎君** これは局長、私は人の商売を云々するわけじゃないのですけれども、均衡がとれないのですよ、これを二段にしておくということは、ビール・メーカーは、いわゆる独占事業ですよ、これは、それでしかも卸価格というものがない。こんな不合理なことはない。卸業者に対しても重大なる負担をさせて、つまり支払いの責任を持たせておいて、一箱に対しても、最後へいくつごくわずかの涙金ぐらいしか手数料を払わない、それが今日の実情ですよ。あのくらい資本主義の悪用

されていいる状態はないと思う。卸業のはとつてない、そんなばかれた評議はどこにありますか。局長、その点何と考えますか。從來の歴史々々、それだけでは通りませんよ。

○政府委員(原純夫君) これはもう十田委員も御案内と思いますが、いわゆる世間で卸しと思われておりますのが、ビルの場合においては、メーカーの特約店になつております。つまりメーカーの代理で売つておるということになつておるわけです。従つてそこで売る値段が生産者価格だとして、その特約店としての、何といいますか、コミッショニングは、その中から取つておるというふうになつておるわけでございます。

○土田国太郎君 ただいまの御説明ですと、幾ら手数料をやれという決定はないようです。それはもう向うのメーカーの勝手なんです。やらなくともいいし、やつてもいい、こういう程度にしか見られない、今の四の設定注定は……。私はその程度にしておきますが、これは御検討を要望しておきます。

それから百一条にこういうことが書いてありますね、「左の各号の一に該当する場合においては、酒類業組合等の発起人、理事、監事又は清算人は、一円以下の過料に処する」、その次の二号から十七号まで省略するとなつておりますが、一号というのはどういう法律ですか。これはあるはずです。

○政府委員(原純夫君) 一号といいますのは、「この法律の規定に基いて酒類業組合等が行うことができる事業に外の事業を営んだとき」というのが一

になつております。

○土田國太郎君 それを嘗んじやいけないということに解釈してよいんですか。

○政府委員(原純夫君) その通りであります。

○土田國太郎君 そうしますと、かりに酒造組合、地方でもけつこうなんですが、ある県に酒造組合がありますね、その酒造組合が、酒に関する仕事以外に、かりに何といましようか、ほかの商売、仮定的にいいますと、生命保険の代理店をやるとか、火災保険の代理店をやるとかということは、酒類に関係のない業であるから、そういうものは、今かりに私は申し上げたんですけど、そういうことはやつてはいけないと解釈してよいんですか。これは私は法の解釈がわからぬからお聞きます程度でありますか。

○政府委員(原純夫君) 組合が行われる事業につきましては、第四十二条に規定がありまして、その各号に当たる規定がどうかということによって、ただいまの事案もきまると思ひます。例外的なものは、おそらく十号の、「前各号に掲げる事業を行うために必要な調査、研究、製品の検査その他の事業」というあたりに該当するものと申しますと、今私が假定的なんだが、聞いた問題については、それはやつてはいけないという部類に入ります。関係がないのですよ。

○政府委員(原純夫君) それはこの組合としておやりになるのはちよつといかがかと思います。酒類業組合の事業ではなかろうと思います。やるなら

ば、何か別に作つておやりになつたらどうであろうかというふうに思ひます。

○土田國太郎君 その点は私も同感な

うのですがね。まあああいう団体がほんの業態に手を出すことは、私はもちろんお取締り下さることはけつこうだと

思いますがね。そのままいだらうと

いうようなことで、またその国税庁主

に酒造組合、地方でもけつこうなんですが、ある県に酒造組合がありますね、その酒造組合が、酒に関する仕事以外に、かりに何といましようか、ほかの商売、仮定的にいいますと、生命保険の代理店をやるとか、火災保険の代理店をやるとか、火災保険

の代理店をやるとか、火災保険

の代理店をやるとか、火災保険

の代理店をやるとか、火災保険

の代理店をやるとか、火災保険

の代理店をやるとか、火災保険

に、手を出してまた損でもすると困りますから、念のために申し上げておくわけ

ますから、取締りを願いたい。

それからせんだって大蔵当局は、運賃が一割三分上ったから、清酒の販売

値段を一円だけ引き下げる、そし

てその分を販売業者の方にやるの

で、それが、どうかそういうように一つ厳重に、ほのかの業態をさせないよう

に、手を出してまた損でもすると困りますが、業界の意思だけ申し上げまして、

○野邊勝君 二、三お伺いいたしま

す。私は土田さんのように専門家じやくに変なやり方だろうと思うので

思ひます。私は土田さんによると、

うの業態に手を出すことは、私はもちろ

んお取締り下さることはけつこうだと

思ひます。そのままいだらうと

いうより方じやないですか。記帳面に、

思ひます。そのままいだらうと

思ひます。それで、どうかそういうように一つ厳重に、ほのかの業態をさせないよう

に、手を出してまた損でもすると困りますが、業界の意思だけ申し上げまして、

○野邊勝君 二、三お伺いいたしま

す。私は土田さんのように専門家じやくに変なやり方だろうと思うので

思ひます。私は土田さんによると、

うの業態に手を出すことは、私はもちろ

んお取締り下さることはけつこうだと

思ひます。そのままいだらうと

思ひます。そのままいだらうと

思ひます。それで、どうかそういうように一つ厳重に、ほのかの業態をさせないよう

に、手を出してまた損でもすると困りますが、業界の意思だけ申し上げまして、

○野邊勝君 二、三お伺いいたしま

す。私は土田さんのように専門家じやくに変なやり方だろうと思うので

思ひます。私は土田さんによると、

うの業態に手を出すことは、私はもちろ

んお取締り下さることはけつこうだと

思ひます。そのままいだらうと

思ひます。私は土田さんによると、

うの業態に手を出すことは、私はもちろ

通り小売価格の三分の一くらいが税金なわけでございます。で、普通のこの税金というものを考慮しないでやるともつとうんと安く売れるわけです。それを重い税金を払って生産し販売されているわけですから、生産者が売つて代金の回収をはかるという場合におきましても、円満にそれが末端までいつて売れて金が入ってくるというところについては相当問題があるわけです。どこかでつまずきができるれば支払いが停止される。そうすると生産施設の代金の回収がうまくいかない、そしてしますと生産者が税金を払うときに、金が入ってこないから払えませんといふことになるわけです。そういうようなわけで、この法律が数年前にでき、その前もずっとこういう関係の団体があつたわけです。つまりいわば重い荷物を頭の上に乗つけてみんな仕事をしているということで、一人が倒れると連鎖反応するといったようなたとえが言えると思います。そういうようなわけで、酒税の保全が大事であるが、それにはやはり業者が秩序正しく動くといふような前提がないといけないということが、もう從来からずっとそういう考え方でやつております。この考え方方がこの法律の根本になつております。幸いにこの戦争中、また戦後原料の苦しかった時分におきましては、いわば酒類が売手市場でありまして、代金の回収などはあまり困難なかつた。だんだんそれが原料事情が緩和して参りまして、もうすでにしようちゅう、合成酒という部面において供給が過剰気味だというようなことから、かなりそこに困難が起つてきております。

○政府委員(原純夫君)　百五十億の自然増収は、一方で酒類の業界における秩序が、改正されますこの法律案によって、とう限り市場が維持されるということを前提にしててきております。

○野溝勝君　その点は率直な御回答を願いました。その問題につきましては、むしろ大蔵大臣と私は論戦をしたいと思うのでござりますが、かように確保でき得ないような想の上に立つた、無定見の自然増収予算に対しましては、まことにその弊害を戒めるとともに追及したいと思うのであります。きょうこの場合は、省略いたします。

それからもう一つお伺いしたいと思うのでございます。この酒類業者ですが、酒類業者というのは、これは清酒、新清酒——合成酒、しょうちゅう、そのほかに雑酒も含むのであります。

○政府委員(原純夫君)　雑酒も果実酒も含みます。

○野溝勝君　最近酒屋すなわち清酒製造の方に対しましては、先ほど玉田さんがおるお話しになつて、經營上利益が少い、やり切れぬというような御意見でしが、合成酒の方からも聞いてもらおうのですが、株式相場欄などを見てみると、ビールはそんなに悪いようにも思えません。まあ私たちの目から見てるといふと、あまりよくないかわららないのですが、株式相場欄などを見てみると、ビールはそんなに悪いよしらぬが、まあまあといふに感じます。

と見え、非常な勢いで發展をしておる  
ようなんでござりますが、政府は、大  
藏当局は、雑酒の育成強化というか、  
特別な何か指導援助でもするつもりで  
おられるのですか、そういう御意向は  
あるのでござりますか。

○政府委員(原純夫君) 特別に雑酒に  
ついて育成強化を特にやつておるから  
伸びておるというようなことでもない  
と思います。私どもとしては、どの酒  
類ということでなしに、言葉がちょっと  
とむづかしゅうございますが、いわば  
公平な態度で臨みたい、やはり雑酒の  
伸び、それからビールがやはり相当伸  
びてあります。この辺は、國民の消費  
の動向がその辺にかなり顯著に出てき  
ておるのはなかろうか。非常に抽象的  
でおわかりにくいかかもしれません  
が、まあビール、雑酒のようなもの  
は、昔ほど、昔における感じは非常に  
都會的な感じが強かつたんじやない  
か、だんだん時代が移つて、都會的で  
ない部面においてもそういうような嗜  
好が出てくる。これが戦前では戦  
争中の統制による配給がそうさせたと  
いう見方もありますし、まだ、だん  
だんと所得が戦前に戻り、また戦前を  
こえるというよくなことからもきてお  
る。また世の中の色合いがだんだんそ  
ういう式に変つてきておるというよ  
なことがあるかもれませんが、主と  
してはそういうことで雑酒、ビールと  
いうものは伸びておるのじやなかろう  
かと、私どもは見ております。

が、先ほど土田委員のお話を聞きし  
ますと、乱売に次ぐ乱売、業界の悲劇  
を先ほど呼ばれておったのでございま  
すが、一休さように乱売をして、業界  
が全く混乱をしておることは、一体、  
酒税の保全を期することは困難ではな  
いか、さような混乱を防ぐという努力  
をなせ払わないのか。特に今、外國か  
らだいぶワイスキーめでその他洋酒類  
が入っておるのでございますが、日本  
の業界が混乱し、清酒、合成酒がまこ  
とに困つておる際にですね、あえてか  
のような混乱を調整し、その眞意を確か  
めて直そうということに努力を払わ  
ず、外国の酒が入つてくるのを当局は  
傍観しておるということは、日本の産  
業を守る上から残念に思うのでござい  
ますが、この間の事情について一つ御  
説明を願えれば幸いだと思います。

○政府委員(原純夫君) まず乱賣防止  
ができないじやないかということをお話  
であります、これは野溝先生に説教  
がましく申すのではございませんが、  
乱売は裏から返しますと、この競争の  
結果で、その結果安い価格でだんだん  
と物が売られていくという現象の一環  
でありますから、それ自体として悪い  
のだということを言い切るわけにもい  
かないと思うんです。が、一方で酒に  
つきましては、先ほど申したような重  
い荷をしよつておるということから、  
あんまり競争が過ぎて、出血販売とい  
うようなことになりますると問題だと  
いうわけで、そういう場合に対処し得  
るようにこのただいまお願ひしてお  
りまする法律で業界が自主的にこれを  
行う、そういう事情があつて、どうし  
ても業界でできないという場合に、大

藏大臣が命令を発することができると  
いうことになつておるわけで、先ほど  
土田委員のお尋ねにお答えしました通り、  
乱防衛についての業界の自主的な  
協定ができて、認可の申請がありま  
すれば、ゆっくりした態度で私ども  
は考えたいにいうふうに思つており  
ます。

待つたなしにとられるし、大体生産石数は規制されておるし、してみると乱売できるわけはないのでござりますが、亂賣ができるところを見ると、どうも割り切れぬのでござりますが、これはどこで乱売しておるのでございすか。

その最後の一点でございます。先ほ  
ど土田さんから製造業者の困難な事  
情、困る事情をいろいろ訴えられたの  
です。私なども実は女房のうちが酒屋  
で、製造家から小堀から十数軒の親戚  
を持つております。酒事情に関しまし  
てはまあしらうとながら、いろいろ聞

条、第六条等にある「嫌ちゅう」なん  
というのが、漢字をやめてひらがなに  
みなしちやつた。「味りん」なども同  
様であります。さらに、「あつ旋」とい  
うのも、これもひらがなにした。まあこ  
れ自体はいすれにしてもやさしくなつ  
たことでありますから、あえて反対的

う議論になりますが、こういうかなと漢字の重箱のものはかなにしていくと、いうようなことで今後やつて、いこうといふうなことになりましてやつております。

○天田勝正君 さつきもう一つ私指摘したのですが、たとえば「あつ旋」と

なお輸入酒につきましては、現にあります程度入ってきてるのは御承知の通りで、酒の市場ということ、また国内の酒を消化するという見地からいいますと、おっしゃる通りマイナスの面があるわけがありますが、他面、この貿易協定といふことをやります際に、やはり協定といふ

り実際に小売価格までぼくすれておら  
ないのが一般的の状況で、生産者と卸の  
間、卸と小売の間ですね、この間に値  
引、まあ乱戻と言われる現象が起つて  
おります。まあその辺には、しからば  
生産者の利潤がどうかというような点  
ともかなりデリケートな問題がござい  
ます。何分戦後非常に原料事情が苦し  
ます。

一番で、の悪劇といいますか、盛んに泣きごとを言っておるのは、小売業者の親戚でございます。一体あのマージンがいかに少いのでございます。大衆と直接交渉を持つ小売だけに一番危険を冒し、損失負担をしてしまいます。一つメーカーから卸という段階におけるマージンを少くして、もっと小

せんけれども、他の法律を見るといふと、まことにその持つて回ったような表現を盛んにしておるのに、これだけは急にこういうふうに――元來焼くなんという字は、普通今でも使つておるけれども、そういうのをやめて今までひらがなにするという必要があるのかどうか。元來この法律自体が、適用がすべ

「みりん」というのを「あじりん」か  
どうかわからぬと、そういう人もまあ  
なかろうかと思うけれども、酒類業者  
にはなかろうと思うけれども、しか  
し、そういう心配があると、なかなか  
大蔵官僚もたまげた親切がここに出て  
きたわけですが、「あつ旋」というの  
はほかに読みようがなかろうし、この

から、ある程度まあ酒のようなもので  
も買わざるを得ないということがある  
と思います。で、まあ私ども酒を所管する  
立場においては、なるべくそういうう  
ものは抑えたいという気持でやつてお  
りますが、日本の政府全体として、  
国全体として協定いたします場合に  
は、諸般の他の輸出を促進したいとい

ましたのか、たんたん原料が自由になつてくる。で非常に大きな過渡期でありまして、私どもその辺を非常にはつきりと割り切つて掘るというところまでいき切れない。また、こういうこの過渡期の次の時代といふものは、おそらくまあより自由な時代であるうと思うわけですが、まあそういう場合

○政府委員(原純夫君) 私どもとして  
は、この三者のバランスをとつて考え  
ておるつもりでござりますが、せつか  
くの御意見でござりますから、なおか  
ら十分研究させていただきたいと思ひ  
ます。

類業組合などというふうに規定しておつて、酒類業の人に適用される。そういうしてみれば、これら的人はこうした字にはそもそもなれておつて、一向これをやさしくしたから大へん法律の進歩だなどということは考えられないと思うので、何か時があると少しこういじつてみると、いうようなことではなか

〇政府委員（原純夫君） やはり「あつ  
取りなし」とか取り持ちという形にした  
方がまだわかりやすい。ただ読むのは  
同じくあつせんと読むと、こいつはど  
うも、わざわざこう一ついじってみた  
という気がしますがね、これはどうい  
うことですか。

うようふな希望と調和させて、まあ毎年  
最低限度のところで事を決しておると  
いうふうにいたしておるつもりでござ  
います。

になってどうなるか、おそらくそういう場合には、個々の仕切り販売権力を法律に基く権力で規制するというようないことだけでなく、それは自由である

から、先ほどお答えしました中で数字の間違いがありましたので、訂正いたします。

うかと察するわけですが、こうしたのは一体どういう理由ですか。

○天田勝正君 それから総代会の規定の方が当用漢字がありませんので、さつきと同じようなことで「あっせん」とかなにしたわけあります。

○野溝勝君 一体乱売々々と言うけれども、大衆には別に酒類が安く売られておるわけでもないのですが、どこで一休乱売をしておるのでですか。多分御

と、しかし、この業界が混乱し、そのために酒税の保全が期せられないというような場合に、この法律で自主的に規制が行われるというようなことへ動

は、三十一年度予算額に対して先ほど百五十億と申し上げましたが、百六十億九千七百万円の增收を見ており

ないよう、に持つて、いこう、という、政府の方針で、法制局における法律の審議におきましても、今後こう、いう、ところはこう、いう、ふう、にしよう、という、ふう、に

のところであります。とにかく、三年をこえることができないというので、任期の制限をここに

ことをやつておるんじやないかと思う  
んですが、さうしてみると、製造業者  
は乱発をしておるといふことになる  
と、いかにももうけておるか、破産の  
一歩手前の行為と思われる。税金は

うに考えております。

○天田勝正君 私はまずほかの委員諸君と違つて、こまかいところから質問をいたします。  
それは今回のこの法律の中で第二

「しょうちゅう」が「やきちゅう」か、  
「みりん」か「あじりん」かというよ  
うな疑点を一切残さないようについて  
ようなことで、まあそれもほかのそれ  
じや漢字を使えばいいぢゃないかとい

するに、そういたさないと、だんだん人事が停滞する、総代自体が同じような人が長く続くということは、おのずから、今度は組合の役員の人事が停滞する。いわゆる端的に言つてボス化す



れわれが買う場合にはちっとも乱売されておりませんから、それはおのずから帰結で、そういうふうに大蔵省は見ておるわけですか。乱売があれば小売業者はもうかるのだ、こういうことですか。

○政府委員(原純夫君) ただいま小売価格がくすれないで、生産者価格、卸売価格が値引きが行われるという状態にあるというのは、競争が完全にフリーに行われた場合と対比して考えます。まあ、もう少し需給がゆるんで参りますれば、やはり小売価格においても問題が起るのではないかというふうに思っております。一方、小売のマージン、それから御先のマージン、これらは戦争、戦後の非常に正常でなかった市場状態におけるマージンの、何といいますか、慣性も若干あるのかもしれない。まあ、あると言い切ってしまいますが、あるのかもしれない。

その辺に、それらのマージンについての要求というようなものもあって、その辺のところで問題がまだ渦を巻いているにとどまるということであるかもしれない。この辺はまあ非常に商売のむずかしいところでありますから、私どももすぱっと割り切つてどうこう申しせないので、少くとも現在かなり過渡的な状態であるというふうに見ております。

○天田勝正君 まあ、わかつたようなわからないような御答弁ですが、それはよろしいです。それからやはり、私はこまかいことを質問すると申し上げたので、最後にもうちょっとこまかいこ

とを聞きますが、一体この法律は「酒類業組合等」、こういう題目なんですか。そうして条文の中にも、今度は分類して、「酒類製造業者等」あるいは「酒類販売業」というようなことがあちこち出てきます。この「等」というのはどういふのですか。等々と使わないと

て、酒類業組合、それでいいのじやないですか。組合もそうだし、組合の場合は「等」をつけなければならない場合があつたとしても、製造業者とか販売業者とか、こうやはりそこに等々といふものをどうしてもつけなければなりません。ならぬ理由がありますか。

○政府委員(原純夫君) この法律で規制いたします単位は、個々の単位組合のほか、連合会、中央会というものがございます。それらを總称いたします場合に「組合等」と言つております。それからその他「製造業者等」「酒類業者等」というの例について例示で申し上げます。第一条の中で「酒類製造業者等が」というておりますのは、ここで販売業者も入るという意味で、

いうことであります。そういう際には、必ず食糧管理的なものが入るといふことはないわけで、それは必要はありません……。食糧管理の必要から原料米は統制されるという面におきましては、食糧管理法の系列で農林大臣の権限が行使されるということで、これはよろしいのではないかと思つております。○江田三郎君 関連して。今の問題は米のことはわかりますが、たとえばブドウ酒を作る場合の原料であるブドウであるとかあるいはイモ、澱粉とか、いろいろな問題があるわけですが、そういう問題がある場合に、大蔵大臣と連携をしてやつていくのか、そういうものについては、農林大臣と連携をしてやつていくのか、その点はどう思つていますか。

○政府委員(原純夫君) そういうものについての規制が、農林行政上重要な考慮をわざわざなればならぬといふような場合には、政府部内における上の連絡、相談をおまかせ願つてよろしくおつたのですが、そのときにはどういふふうに作るのですか。何か政令でそんなふうに作るのですか。

○政府委員(原純夫君) いろんな場合を何と申しますか、ある程度以上の大きさのものである場合はおそらく相談するということになるだろうと思います。その辺は政府部内における実際のことと連絡をいたすということもありますと、その部分に関しては大蔵大臣も監督をするし、農林大臣も監督を

する、こういうことになるのが條理上正しいような気がいたします。この条文では別段その規定がどこにもないよ

うな気がいたしますが、そういう監督は大蔵大臣だけでこれはやるということがあります。この「等」というのはどういふのですか。等々と使わないと

予定しております事態の場合に、必ず正しいような気がいたします。この条文では別段その規定がどこにもないよ

うな気がいたしますが、そういう監督は大蔵大臣だけではやるということがあります。この「等」というのはどういふのですか。等々と使わないと

予定しております事態の場合に、必ず正しいような気がいたします。この条文では別段その規定がどこにもないよ

うな気がいたしますが、そういう監督は大蔵大臣だけではやるということがあります。この「等」というのはどういふのですか。等々と使わないと

予定しております事態の場合に、必ず

○江田三郎君　いいことをおやりになつてゐると思うのですけれども、いつそのこと、そういうことをおやりになるならば、たとえば「あつ旋」というような字をかなで「あっせん」とこう書くことがいいのか、あるいは漢

項について必要な措置を講すべきである。

多數意見者署名

木内	四郎	西川甚五郎
江田	三郎	平林剛
天坊	裕彦	青木一男
左藤青一郎		茂蕙
田中		

この第四回目の門もくぐれないで、評価がえをすることができない中小企業が残るのはないかという気がするのであります。私は極端なことを申し上げるようでありますけれども、無税で

ていただくよう、私はこの際一言申し伝えておきたいと思うのであります  
が、私の考え方、そして気持に満足する  
答弁が果して局長から得られるかどうか  
かわかりませんが、お答えを一つお願

こう書くことがいいのか、あるいは漢字をただかなに変えるということではなくて、もひとつ漢字で使える言葉をそろえ持つてくるということがいいのか、そういうことも私は問題になると思うのでして、わざわざ「酒類の販売」

一、酒類の種類等の表示方法を、消費者が容易且つ明確に識別しうるよう改善強化すること。  
一、密造取締の成果の実を醸成するため、適当の施策を講ずること。

佐藤清一郎  
土田国太郎  
宮澤喜一  
栗山良夫  
前山久吉  
田中茂穂  
苦米地英俊  
大矢正  
杉山昌作

あつせん」と書かんで、酒類の販賣の世話を書いてもけつこうわかるのじゃないかと思う。まあ余談を申し上げましたので、返事は要りません。

(了)委員長(廣瀬久忠君) 他に御発言はございませんか。——別に御発言もないうようでありますから、討論は終局いたるものと認め、これより採決に入ります。  
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案を問頭に供します。本案に賛成の方は御手

○委員長(廣瀬久忠君) 次に、中小企業の資産再評価の特例に関する法律案を議題として、質疑を行います。

○大矢正君 きのう午前中質問させていただいたので、今さらこまかい点に対する質問をいたそうと思いませんので、勢い私の申し上げることは、これからの本法の運用に対する希望意見と、いうふうに解していただいてけつこうだと思いますが、黙つてこの

懇のないようには努力いたします。  
○委員長（廣瀬久忠君） 他に御質疑はございませんか。——御質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。

御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御發言もないようでありますから、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

○土田國太郎君 私は本法案に賛成するものであります。酒税の保全及び酒類業組合等に関する政府提案のこの辻律案は、酒税の確保には十分とは言えません。

〔賛成者挙手〕  
○委員長(廣瀬久忠君) 全会一致であります。よって本案は可決すべきものと決定いたしました。

二%が一・五%になり、二カ年の期限が三カ年になつたのみで百ペーセント満足して賛成をされたなどというふうなままで賛成をすると、社会党も衆議院で

中小企業の資金計画の実現に向け  
る法律案を問題に供します。

ませんが、ある程度役に立ちます。が、酒類の取引安定につきましては、関係官庁が従来のような態度では、業界の安定を期し得られないのあります。どうか大蔵当局におかれましては本邦の運営を忠実に敬守せられまして、

次に、討論中に述べられました土田委員提出の付帯決議案を問題に供します。

に思われるほど心外なので、私はこの際、急のため明瞭にいたしたいのですが、本件はかく今の好況の中で中小企業の資金の充実をはかつて、中小企業それ自体を安定させようという非常に思い

密奪取締りの効果いかんは、直接國家明示のことき点は特に嚴重に取締らたい。  
付帯決議  
については業界安定のため、付帯決議  
を付して賛成いたします。

〔賛成者挙手〕  
○委員長（廣瀬久忠君） 全会一致であります。よつて土田委員提出の付帯議案を本委員会の決議とするに付し、  
足いたしました。

りのある気持から考えられたことなどないでありますからして、いま一歩この者の方を前進し、資産再評価税によつて、評価がえをしたくてもできないような事態がないことをほんとうは心から念願をしたいと思うのであります。

### 附帶決議案

員長に御一任願いたいと思います。  
それから多数意見者の御署名を願

しかし修正されたとはいえ、一・五%の三カ年という期限では、なおまた今

宮澤 嘉一 大矢 正  
栗山 良夫 杉山 昌作  
前田 久吉

○委員長(廣瀬久忠君) 次に、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたしましたて、質疑をいたします。(質疑なし)

別に御質疑もないようでありますから、質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。(「討論省略」と呼ぶ者あり)

御発言もないようでありますから、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方は御拳手を願います。

〔賛成者拳手〕

○委員長(廣瀬久忠君) 多数と認めます。よって本案は可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手続は、先例により委員長に御一任願いたいと思います。それから多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

木内 四郎	西川甚五郎
天坊 裕彦	青木 一男
佐藤清一郎	田中 茂穂
塙見 俊二	土田国太郎
苦米地英俊	宮澤 嘉一
杉山 昌作	前田 久吉

○政府委員(原純夫君) 先ほどの酒税

昭和三十二年五月二十二日印刷

昭和三十二年五月二十三日發行

の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、附帯決議を可決なさいました。それについて私どもの考え方を簡単に申し上げます。読み方、若干どういうふうに読むのか、思い迷うところも若干ございますが、大体それぞごもつとも

なことで、この御趣意を尊重して今後やつて参りたいと思っております。  
○委員長(廣瀬久忠君) 栗山君、質疑を……。

○栗山良夫君 大へん勝手ですけれども、僕はこれからすぐ重要な党の議員総会がありますので、ちょっと順序が狂つて、私の予定のようにいかなくなってしまったので、きょうはちょっと中止いたしまして、明日いたしたいと思いま

す。  
○委員長(廣瀬久忠君) これにて暫時休憩いたします。  
午後五時二十四分休憩  
〔休憩後開会に至らなかつた〕

五月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、トランプ類税法案(予備審査のための付託は二月二十二日)

一、準備預金制度に関する法律案

(予備審査のための付託は四月四日)